

こういう行為はしてはいけないというものが盛り込まれた法律が施行されたところでございます。

この法律につきましては、本年の三月ではございますが、公正取引委員会では、この法律に基づきまして、四十五名の事業者に対しまして、契約書や発注書の記載、発注方法、支払い期日の定め方等につきまして是指導を行っておるということでございまして、御指摘の取引、そういうものの適正化を図っておるというところでございます。

○佐原委員 ありがとうございます。
それでは、いわゆる弱小な、例えばフリーランスとか一人親方とか、そういう方が受託して被害を受けた場合には、どこにそれを訴えたらよろしいんですか。

○向井政府参考人 お答えいたします。

例えばフリーランスの問題というものにつきましましては、政府の受託事業といたしましてフリーランス一〇番というものを設けておりまして、これは、弁護士会が受託をいたしまして相談に対応しておるということであります。

そして、そういう行為につきまして先ほど申し上げました法律に基づきまして指導を希望するということでありますと、我々公正取引委員会に情報提供をいただく、それを踏まえまして、問題がございましたら指導等を行うということも可能でございます。

○佐原委員 なかなか一般人が公取に情報提供とかというのは難しいんですけども、いろいろ周知をお願いしたいと思っております。

次に、米国による関税の問題で日本の大企業も影響を被ることになった場合に、そのリスクを下請事業者との取引条件に押しつける可能性があるのではないかと危惧いたしますが、そのときに、この下請法は、下請事業者の経営者だけではなく、働く人たちの待遇を守ることができずか。その担保はあるでしょうか。

○向井政府参考人 お答えいたします。

昨今の関税の問題ということで、いろいろ発注

者が大変だというような事情があった場合に、それを受注者にそのまま一方的に負わせるということになりますと、今回改正法で新たに設けようとする、協議によらない一方的な価格決定、そういうものにも該当し得るということになりますので、その場合には、双方で協議を尽くしていただきまして、納得をした取引条件を設定していただくということが重要なわけですが、受注者の事情は全く知らない、私が苦しいんだということで一方的に価格を決めるというような場合には、新しい規定の禁止行為にも該当し得るということでございまして、仮にこの改正法が成立したという後には、その規定に基づきまして厳正に執行をしていく所存でございします。

○佐原委員 ありがとうございます。

実効性のある制度とするには、常に法令の効果、課題を調査、評価、改善をしなければならぬと思います。時限的にそれを行っていかれますか。

○向井政府参考人 お答えします。

本法案につきましましては、附則におきまして、施行後五年を目途として、施行の状況を踏まえ、本法案の規定について検討を加え、必要な措置を講じる旨を定めておるところでございまして、本法案が仮に成立して施行をされたというところであると、この規定に基づきまして、取引環境を注視しながら、見直しが必要なものがあるのかどうかというところにつきましましては、政府といたしまして検討をしていきたいということでございます。

○佐原委員 ありがとうございます。

経営者を守るだけでは、まさに仏作って魂入れずです。働く人たちを守り、働く人たちが安心して活用できる制度となることを求めて、質問をここで終わらせていただきます。本場にありがとうございます。

今日は武藤大臣とお話しできなくて残念でした。

○宮崎委員長 次回にお願いいたします。

○佐原委員 はい。

ありがとうございます。

○宮崎委員長 次に、辰巳孝太郎君。

○辰巳委員 日本共産党の辰巳孝太郎でございます。まず、トランプ関税の影響についてお聞きしたいと思ひます。

トヨタ自動車の幹部は、まずは原価をどう低減できるか考える、こういうふうなメディアの取材にも答えております。前回、私は、ルネサスの違法性の高い指名解雇の問題も取り上げましたけれども、このままですと、取引先企業へのコストカット圧力、リストラ、非正規切り、賃金抑制が大規模に起きかねないと思うんですね。

大臣にやはり確認したいと思うんですが、やはり、こんなことをやれば、日本の内需は冷え込む、大臣も反省しているコストカット経済のまさに再来になってしまう懸念があります。大臣、そういうことはあつてはならないし、させてはならないと思ひますけれども、いかがですか。

○武藤国務大臣 辰巳委員と問題意識は共有するところでございます。米国の関税措置が発動される中でも、取引適正化の取組に影響を与えないようにつくることが重要だ、全く委員と同じであります。

今月八日に、私自身も自動車業界各社のトップと面会をし、雇用維持や賃上げの原資の確保のため、直接の取引先の更に先まで価格転嫁が可能となるような価格決定をすること、本取組について、自動車メーカーやティア1から、ティア2以下の中小部品メーカーへの情報発信を継続すること、さらに、今回の関税措置で厳しい状況に直面する中でも適正取引に配慮することについて直接要請をしてきたところでです。

さらに、短期の支援策として、特別相談窓口の設置ですとか、資金繰りや資金調達への支援、また中堅・中小企業の事業強化のための支援を開始しているところでです。

こうした取組を着実に実施することで、特に中小・小規模事業者の不安にきめ細かく対応しつ

つ、国内産業や雇用を守るために必要な支援に万全を期してまいりたいと思っております。

○辰巳委員 今大臣おっしゃっていただいた、今日から始まった委員会での審議の、価格転嫁がどうできていくのかというような文脈の中でも、対策ということでおっしゃっていただいたかと思ひます。

今法案は、運送委託を下請代金法の対象に追加することにより、これまで物流特殊指定の告示で対応してきた問題行為を法的に対処するというものであります。実際に禁止行為の防止に役立ち、下請事業者の保護に資するものになるか、これが問われているというふうに思ひます。

幾つか確認をしていきたいと思ひます。この下請二法の改正案なんですが、ポイントの一つとして取り上げられるのが物流問題への対応です。運送委託取引を下請二法の対象としていくわけでありま

確認しますけれども、中小企業庁の二〇二四年十一月二十九日に公表された価格交渉促進月間フォローアップ調査によりますと、価格交渉は行われたが全く価格に転嫁できなかった企業の割合が高い業種は、トラック運送、広告、放送コンテンツ、金融・保険とされております。

なぜこういう業種が、価格交渉は行われたけれども転嫁ができなかったのか、どういうふうに考えておられますか。

○山本政府参考人 お答えいたします。

価格交渉促進月間フォローアップ調査結果におきましては、業種ごとの転嫁状況のばらつきが見られるとともに、サブライチェーンの取引段階が深くなるほど転嫁割合が低くなる傾向が見られるところでございます。

委員御指摘のトラックや放送コンテンツのような労務費の割合が比較的高い業種におきましては価格転嫁率に課題が残るものと認識しておりますが、やはり労務費につきましては、賃上げをしたければ効率化努力で費用を捻出せよといった取引慣行が長年にわたって根づき、値上げ要求しづら

といった側面があることも原因かと認識しております。

○辰巳委員 なるほど。一般的な資材であれば、どの業種であっても高くなっているのはい目瞭然なので、じゃ価格転嫁しようかというふうにもなってくれるんだが、労務費、人件費となりますと、なかなかそういうことのやり方が、交渉がしづらいと。それこそ、人件費のところはおまえのところで見えておくと元請に言われがちだという話も現場から聞いております。そういう労務費の割合が高いところで価格転嫁がしづらいという話でございました。

重ねて確認したいと思うんですけども、この調査では、一次下請から四次など下に行けば行くほど価格の転嫁ができないという現状があるということが分かります。なぜこのようなことになるのか。一般的に、ある意味では一目瞭然といえますか、そうかなとも思うんですけども、なぜこういうふうになるのかを説明いただけますか。

○山本政府参考人 お答えいたします。

先ほど触れましたように、例えば賃上げ分の原資は合理化努力で賄うべきとの認識が取引段階が深い段階ほど根強く残るといったことや、サプライチェーンの頂点から深い取引段階へ価格転嫁が行き渡らないケースがあることなどが考えられると存じます。

今回の下請法の改正を通じて更なる価格交渉を促す、これを狙ってまいります。加えまして、下請振興法の改正を通じて、多段階の取引から成るサプライチェーンの連携を促し、深い階層でより一層交渉、転嫁が進む環境を整備してまいりたいと考えてございます。

加えまして、現在、関係業界に對しまして、直接の取引先の更に先を意識した価格決定を含め、更なる価格転嫁、取引適正化を要請しております。先日、自動車業界に對しても武藤大臣の方から要請をさせていただきました。

こうしたことを含め、様々な手段で、深い取引段階でも価格転嫁が促進されるよう施策を講じて

まいる所存でございます。

○辰巳委員 それが実効性あるものになるかどうかというのが、これから更に問われていくというふうに思いますね。

全国商工団体連合会附属の中小工業研究所の調査によりますと、親事業者から価格、単価に関する話合いの申入れがあったか否かという質問に對して、あつたは二三・八％、なかつたが七六・二％となっております。このあつたと回答した下請事業者の価格が、親事業者との話合いの結果、どうなつたかという問いに對して、要望どおり上がった、一部上がった、これが合わせて八三・三％、変わらなかつた、下がった、その他が一六・七％となっております。

また、親事業者から価格に関する話合いの申入れがなかつたと答えた下請事業者が、自ら親事業者に価格転嫁を申し入れるつもりがあるかどうかを問うたところ、ないが六割に上りました。そこで、なぜないのかというのを問うたところ、最も多かつた回答は、仕事の量が減ると困る、取引が停止されると困る、交渉しても価格は上がらないと諦めている、親事業者の機嫌を損ねるといふものがありました。

実際はまだまだ弱い立場に立たされているということがこの調査でも明らかだというふうに思います。

そこで、改めて法文そのものの条文を確認をしていきたいと思うんですね。

労務費や人件費を上げてくれと言っても、それこそ人件費はおまえのところで見ると言われたりするといふ話を今少ししましたけれども、確認します。

価格やコストが上昇する中で、下請業者が委託料、代金の変更を求めるための協議を持ちかけても、それに応じなかつたり一方的に代金を決めてしまうことに對しては、どのような措置が取られるのでしょうか。

○向井政府参考人 お答えいたします。

改正法案におきましては、発注者が受注者に対

しまして、協議に応じることなく一方的に取引価格を設定することを禁止しておりますので、今御指摘のあつたような行為がございますと、この規定に違反するおそれがあるということでございます。

仮に違反するという認定をいたしますと、改正後の第十条第一項に基づきまして公正取引委員会は勧告というものをいたしまして、今後の再発防止等を求める、そして勧告の内容につきましては、事業者名、そして勧告の内容は公表するということとなるわけでございます。

○辰巳委員 ただ、懸念されるのは、協議に応じたらいいだろうということで、本来上げなければならぬ代金を据え置いたり引き下げてしまふということだと思ふんですけども。

確認します。これは協議に応じたらええという話なんでしょうか、どうですか。

○伊東国務大臣 形式的協議についてでありますけれども、御指摘のとおり、形式的な協議を行うのみで、実質的な協議を行わず一方的に価格を決定する行為も懸念されるものではございますけれども、実質的に協議に依拠していないと認められる場合は、先ほど答弁がありましたように、改正法に違反すると認定されるわけであります。

こうした懸念に對して、例えば改正後の運用基準などによつて、形式的な協議のみで必要な説明などを行わずに一方的に価格を決定することや、受注者に対し取引の打ち切りを示唆した上で協議に応じずに一方的に価格を決定することなど、想定される問題事例を示すことを検討しております。これらを通じて、違反行為の未然防止のために十分な周知を図つてまいりたいと考えております。

○辰巳委員 こども改めて実効性が問われるということだと思ふんですね。

さて、元請、下請という関係ではないのです、いわゆるグループ会社内における取引の事例で少し取り上げていきたいと思ふんですね。重要なケースはほかにもいろいろあると思ふますので、取り上げたいと思ふます。

今日の資料にもおつけしましたけれども、見ていただくと、まず製造業である荷主というのがいるわけですね。その荷主の荷物の輸送を委託された、これは一〇〇％子会社のロジスティック会社、ロジ社としましょう、これがある。その荷物を実際に運ぶ、これは実際はロジ会社が株式の半分以上を持つている、これも言ったらグループ会社、子会社ということになるかと思いますが、実運送事業者というのがあつたわけですね。ですから、この三つの会社というのはグループ会社ということでありまして。この最後の実運送会社に支払われる代金あるいは賃金が低い、上がらないということ、今現場の労働者などから声が上がつていふということ、私も実際に話を聞いてきました。

念のため確認するんですけども、このグループ会社の取引というのは下請法の対象にならないということでしょうか。

○向井政府参考人 お答えいたします。

親会社が議決権の過半を所有する子会社と取引する、いわゆる親子会社間の取引、これは一般的に、実質的に同一会社内での、組織内での取引といふふうに見られるため、下請法上の運用上は、こういうものには對しましては法を適用しないという運用をしております、その解釈を明らかにしておるところでございます。

○辰巳委員 ということなんです、実際には、こういうグループ会社の中でも、元請や下請の関係と同様に、価格転嫁ができないというケースがあるわけですね。

大臣の基本認識として伺いたんですが、この実運送会社で働く労働者が賃上げできる環境をつくつていく、これが重要だと思ふますけれども、大臣、いかがでしょうか。

○武藤国務大臣 御指摘のとおり、下請法の対象が否かにかかわらず、サプライチェーン全体で価格転嫁が行われ、中小企業でも物価上昇を上回る賃上げが実現できる、この環境整備が必要と認識しているところです。

○辰巳委員 処遇がグループ会社の中でも当然違ってきたりするわけなんですけれども、このグループ会社の取引でも、内閣官房と公取が連名で作成をされた労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針、これに沿った労務費の価格転嫁、これが重要、必要だと私は思うんですけれども、いかがでしょうか。

○向井政府参考人 お答えいたします。

子会社がその先の受注者との取引においても適切な価格交渉ができるように、サプライチェーン全体で労務費の価格転嫁、そういうものに取り組むことというのは極めて重要でございます。

そのため、独占禁止法や下請法上はなかなか同一会社内の行為といたしまして問題とならないというような場合でありまして、このような取引におきまして、労務指針の趣旨に沿って行動していただくということが望まれるということでございます。

○辰巳委員 この指針の趣旨に沿って行動することが望ましいということであります。

実運送会社が不当に安い代金で運送せざるを得なくなりますと、もちろんそこで働く労働者の賃上げもできない、大臣が賃上げは大事だと言いますけれども、これができないということになります。実運送会社と取引している別の会社との関係、つまり、サプライチェーン全体に適切な価格転嫁が行われる環境というものが損なわれてしまうということでもあります。

ここで改めて確認しますが、この指針、発注者として取るべき行動、求められるべき行動において、労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合についてどのように示されているか、紹介していただけますか。

○向井政府参考人 お答えいたします。

内閣官房と公正取引委員会を取りまとめた令和五年十一月に公表いたしました労務費転嫁指針では、発注者として取るべき行動といたしまして、労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、公表資料に基づくものとし

て、それを合理的な根拠があるものとして尊重すべきこととしております。

ここで言う合理的な根拠がある公表資料といたしましては、指針にも書いてございますが、一例を紹介いたしますと、都道府県別の最低賃金やその上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率、そして一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃、そういうものが挙げられておるところでございます。

○辰巳委員 国交省に確認します。

この標準的な運賃とは何か、簡潔に説明していただけますか。

○木村政府参考人 お答え申し上げます。

トラック運送業におきましては、コストの上昇分を適切に運賃・料金に転嫁するということが基本でございます。このため、トラック運送事業者が適切な運賃を收受できる環境の整備というのが非常に重要となっております。

このため、国土交通省では、荷主、元請事業者に対するトラック運送事業者の交渉力が弱い等の事情を踏まえまして、平成三十年に改正されましたトラック法に基づきまして、運賃交渉に臨む際の参考指標として、標準的運賃を大臣告示をしておるというところでございます。

また、昨年三月には、燃料高騰分なども踏まえまして、運賃水準を平均八％引き上げるといふことと、燃料サーチャージ制度を盛り込むなどとした新たな標準的運賃を告示し、周知啓発に取り組んでおるところでございます。

○辰巳委員 では、公取に確認します。

荷主から輸送を託されたロジ会社は、子会社である実運送事業者に、この標準的な運賃はこうなっていますよと示されれば、これを合理的な根拠のあるものとして尊重して交渉しなければなら

ない、こういう理解でよろしいですね。
○古谷政府特別補佐人 先ほど答弁がありましたように、親子会社間取引におきましても、労務費転嫁指針の趣旨に沿って行動していただくことが望ましいと考えております。

したがって、親子会社間取引におきましても、受注者である子会社が、一般貨物自動車運送業に係る標準的な運賃を交渉の中で提示した場合には、合理的な根拠がある資料として、発注者側にそれを尊重していただくのが望ましいというふうに考えております。

○辰巳委員 それでは、続けて聞いていきます。

この指針の「発注者としての行動④」には、「労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化するべき立場にいる」、つまり、このことを意識をして、そのことを要請額の妥当性の判断に反映させることというふうにあるわけですね。

つまり、荷主の方も、ロジ会社との価格交渉においては、実際に運送をする実運送会社に標準的な運賃に見合う金額が渡ることを意識しなければならぬ、こういう理解でよろしいでしょうか。

○向井政府参考人 お答えいたします。

御指摘のとおりでございます。サプライチェーン全体での適切な価格転嫁というものを実現するためには、親子会社間取引における価格交渉についても、受注者である子会社が、その先の取引先との関係で価格転嫁を受ける立場であることを意識いたしまして、価格交渉をしていただくということが望ましいというのがこの指針の考え方でございます。

○辰巳委員 そうなんです。これで三つがつかったということですよ。

ただ、運賃を上げる荷主がほかの運送会社に逃げてしまうんだというふうなことも言っている、実運送会社の方が言っている。ですから、親子会社の間でもそういうことで労働者の賃金が抑えつけられている、そういう経過があるということも現場から聞いております。ですから、法改正や指針の徹底でどこまで実効性のあるものにできるかということが問われていると思います。

さて、実は、今日つけた資料にありますけれども、

も、この荷主です、荷主はどこの会社なのかということなんです、実は、この会社は、経団連会長の十倉さんが会長を務める企業、住友化学なんです。私は、この住友化学の荷物を運んでいる実運送会社の賃金が上がらないという話を聞いてきたわけなんです。

パートナースhip構築宣言があります。これは、サプライチェーン全体が共存共栄と新たな連携、価格決定方法など下請企業との望ましい取引慣行の遵守を掲げて宣言をするというものであります。

十倉氏は、二〇二四年十月二十二日の定例会見で、パートナースhip構築宣言の持続性の向上が非常に大事である、労務費を含む適切な価格転嫁が重要であるという認識をソーシャルノム、社会規範として普及させていく必要があると、ある意味、大号令をかけてきたわけなんです。ところが、この実運送会社が求める価格の引上げというのは、なかなか、ほとんど実現をしていない、こういうことなんです。

パートナースhip構築宣言のひな形では、直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかけること、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針に掲げられた行動を適切に取った上で決定するということを掲げているわけなんです。ただ、それが実際にはなかなかできてへんぞというのが現場では出ているということなんです。

大臣、これはやはり、住友化学は、パートナースhip構築宣言、この企業でもあります、特に、この実運送事業者に標準的な運賃がやはり支払われるようにしなければならぬと思いますけれども、大臣、いかがでしょうか。

○武藤国務大臣 そのSさんというのは存じていないですけれども、まず、一般論でちょっと申し上げさせていただきますけれども、パートナースhip構築宣言、これは、サプライチェーン全体の付加価値向上ですとか価格転嫁を含む望ましい取引慣行の遵守等について、自主的に宣言、公表を行い、サプライチェーン全体の共存共栄を図る

ことを目的としたものであります。

そのため、宣言企業には、一般論として、適切に価格転嫁するというあるべき取引慣行に沿って対応することが望ましいと考えているところです。

○辰巳委員 やはりパートナーシップ構築宣言企業は、減税や補助金加算などの恩恵もあるわけですね。効果が発揮されているのかどうかという疑問符もやはりあります。宣言した企業に対してはしっかりと守らせるということを経産省自身がやる、住友化学へやはり話を聞く、指導するということをするべきだということを申し上げておきたいというふうに思います。

さて、残りの時間で大阪万博をやりたいというふうに思います。

スタートしたわけですね、十三日。かなりの混乱ということでありましたけれども、私は、やはり命に関わる問題ですので、非常にメタンガス対策を重要視しております。

昨年の三月、メタンガス爆発事故の後に、万博協会は、その対策とガス濃度の毎日測定というのを行ってまいりました。そして、この万博会期中は、ガス濃度の測定結果を毎日お知らせすることを検討します、なお来場者に分かりやすいように公表しますということとしていたわけですね。

それで、始まったわけなんですけれども、確かに、毎日、気象・安全情報ということで、ホームページをクリックしますと出ているんですね、天気はどうや、ガスの安全確認状況はどうだと。要するに、あしたは安全に御来場いただけますということが載っているわけなんです。

経産省に確認したいんですが、この安全だという根拠とされているガスの濃度は、どれぐらいの範囲を測定をして、いつ測られたもののなのか、示していただけますでしょうか。

○茂木政府参考人 お答え申し上げます。

まず、昨年の六月二十四日に公表しました会期中の安全対策、今委員から御紹介をいただきましたが、これに基づいて、メタンガスの計測結果を

公表しております。

それで、開催日である四月十三日からは、会場内のガス濃度の測定結果をガス安全確認情報として、協会のホームページの中で、前日の夕方と当日の朝に測定をいたしまして、その濃度に基づきまして結果を公表しているというところでございます。

○辰巳委員 前日の夕方、当日の朝。何時かというのとは分かりますか、朝。

○茂木政府参考人 まず、計測の時間ですけれども、これは、朝は、時間については、ちよつと済みません、私、今、正確な時間を持っています。これは開場前です、開場前の時間ということになります。

それから、計測箇所については、夕方と朝については、グリーンワールド工区の中の建物、これは自動検知器で計測しておりますし、それからピットについても、これは朝計測をしておるというところでもあります。（辰巳委員「マンホール」と呼ぶ）ピット、マンホールです。

○辰巳委員 分かりました。

四月六日のテストランのときに、爆発濃度のメタンガスというのが検知をされて一騒動になったわけなんですけれども、あのときに、朝測つた同じ場所はメタンガスは出ていなかったんです。ところが、数時間たって、爆発濃度のガスというのが滞留していたという話なんですよ。

ですから、朝測つていようが、ガスというのは出続けていますから、それは夕方の四時か五時か分かりませんが、それはもう、数時間たつたら、あるいは数十分か分かりませんが、たまたまちやうんですね。だから、それで対策、安全だというのは私はおかしいというふうに思います。これは本当の対策にはならないということを改めて言いたいと思います。

そして、武藤大臣、もう一つ、メディアの排除ということなんですけれども、先日は、赤旗あるいは大阪民主新報、フリーランスが、記者会見や、あるいはAD証、通行証がまだ出されていない、許されていないよという話をさせてもらいました。大臣は、ほかのイベントの事例も含めて確認をして、それを踏まえた対応をしていきますという話を、答弁をされております。

いかがですか、赤旗含めた、フリーランスを含めた、認めていただけますか。

○武藤國務大臣 その後の状況ということで、御報告をさせていただければと思います。

前回、四月十一日金曜日ということで、質問の後、事務方で類似事例での対応を整理しているところでもあります。正確を期する観点から、もう少し時間を要することを御理解いただきたいと思えます。十三日にスタートということで、事務方の方も大変な混乱がある意味でできているところですので、もうしばらくお時間をいただきたいと思います。

また、博覧会協会の方は、ガイドラインはもうよろしいですね。（辰巳委員「はい」と呼ぶ）はい。以上でございます。

○辰巳委員 大臣、私が指摘したガスの話はすぐに対応してましたよ。金具が今ついているんですよ。何かボルトが入っていましたわ。それで安全ではないんですけれども。

これは別に、調べるとおっしゃるんですけども、フリーランスや赤旗、やはり今回の万博というのは多様性でしょう、多様性じゃないですか。それは、ガイドラインがどう書いていようが、何か万博にとってええことだけ報道してくれる人だけを記者会見にちゃんと入れる、やはりそれはおかしいと思う。それはプロバガンダですから。厳しいことを言うからこそ対策がされてきたわけですよ。

これは当然、表現の自由、報道の自由、知る権利に関わる問題ですので、大臣、あさつてまた委員会がありますので、是非このことも早急に結論を出していただきたいということを申し上げます。質問といたします。

以上です。

○宮崎委員長 皆さん、お疲れさまでした。

次回は、来る十八日金曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時五十七分散会